

各務原市基幹相談支援センター業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業の実施を委託するにあたり、本業務を適切に遂行する能力及び技術力を有し、本業務を実施することに最も適した事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名 各務原市基幹相談支援センター業務委託
- (2) 業務内容 「各務原市基幹相談支援センター業務委託仕様書」による。
- (3) 人員体制 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門性を有する職員4名以上
- (4) 設置場所 障がい者等の利便性を考慮した場所
- (5) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (6) 委託料上限額 172,418,400円（税込み）

3. 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 障害者総合支援法第51条の20の指定特定相談支援事業所を運営する者であること。
- (2) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (3) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4. 失格要件

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 選定委員に接触があった場合
- (6) 委託料上限額を超える見積金額で提案された場合
- (7) その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合

5. 手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
募集開始	令和6年11月1日(金)
質問書(様式1)の提出期限	令和6年11月14日(木)
質問書の回答	令和6年11月22日(金)
参加表明書(様式2)の提出期限	令和6年11月27日(水)
企画提案書の提出期限	令和6年12月5日(木)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年12月19日(木)
審査	令和6年12月19日(木)
結果発表	令和7年1月中旬頃
契約締結時期	令和7年1月中旬頃

(2) 募集方法

各務原市公式ウェブサイト(<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>)に資料の電子データを掲載する。

6.

(1) 質問の方法

質問は、質問書(様式1)により電子メールにて提出すること。

※電話にて社会福祉課までメール到着確認の連絡をしてください。

① 質問書の提出期限

令和6年11月14日(木) ※送信日が当日中のメールを期限とする。

② 質問に対する回答

令和6年11月22日(金)に各務原市公式ウェブサイトに掲載する。

7. 参加表明書・企画提案書の提出手続き

(2) 提出期限

① 参加表明書(様式2)の提出期限

令和6年11月27日(水) 午後5時(必着)

② 企画提案書の提出期限

令和6年12月5日(木) 午後5時(必着)

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

各務原市役所1階 健康福祉部 社会福祉課 障がい支援係

(3) 提出方法

① 提出期間内に提出場所に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

② 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付する。

③ 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
参加表明書（様式2）	原本 1部
企画提案書	原本 1部（クリップ留め）
見積書	写し 11部（クリップ留め）

(4) 提出書類の記入上の留意事項

①参加表明書（様式2）

代表者印を押印の上、提出すること。

②企画提案書

様式の定めはないが、用紙はA4版、片面15枚以内に下記内容を記載すること。

なお、記載内容については、明確な記載が無い限り経費見積りの範囲内とみなすものとする。

ア 提案事業者の概要

- ・法人の業務概要及び経営方針
- ・経営母体の財務内容（直近の決算報告書を添付すること。）
- ・障害者相談支援事業の実績

イ 実施体制

- ・相談窓口の設置予定場所
- ・連絡体制（平日・休日・時間外等）、担当者不在時の対応方法
- ・相談支援専門員等の職制の設定と配置体制
- ・相談支援専門員等の経歴・資格
- ・事務局体制

ウ 実施計画

- ・総合的・専門的な相談支援
- ・地域の相談支援体制の強化の取組
- ・地域移行・地域定着促進の取組
- ・市障がい者地域支援協議会の運営
- ・権利擁護・虐待の防止

エ 関係法令及び条例の遵守危機管理体制

- ・関係法令等の遵守体制
- ・個人情報保護への対策

③見積書

ア 様式は任意とするが、代表者印を押印の上、あて名は各務原市長とすること。

ただし、副本には代表者印の押印はしなくてよい。

イ 業務の合計額とその内訳を記入すること。内訳は年度ごとに作成すること。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施について

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを実施する。

- (1) 実施日時：令和6年12月19日（木） 開始時間及び会場は各提案者に別途通知する

- (2) 実施場所：各務原市役所 4階第3会議室
- (3) 時間構成：1者につきプレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度
- (4) 実施方法：プレゼンテーションについては自由形式とし、希望する参加事業者は電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションで使用する機器（プロジェクター・スクリーン・延長コード等）は、市で準備するため、使用する参加事業者は型式を確認の上、事前に申し出ること。パソコン・USB等は参加事業者において用意すること。

市で準備する機器：プロジェクター エプソン製 EB-X06

スクリーン サンワサプライ製 PRS-S80HD

- (5) 出席人数：1提案者につき3名程度

9. 企画提案の審査等について

- (1) 評価委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、評価委員の評価点の合計点が最も高い者を「提案採用者」として決定する。
ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
- (2) 企画提案における評価項目、評価基準の概要、配点は次のとおりとする。

評価項目	評価基準の概要	配点
財務健全性	・法人運営の健全性・安定性	10点
業務実績	・各務原市内における障害者相談支援事業の実績	20点
実施体制	・基幹相談支援センターの運営方針 ・配置する職員の人数及び資格 ・職員への研修体制	30点
実施計画	・総合的・専門的な相談支援 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着促進の取組 ・市障がい者地域支援協議会の運営 ・権利擁護・虐待の防止	20点
関係法令及び条例の遵守	・関係法令の遵守体制 ・個人情報保護のための方策・マニュアル	10点
見積金額	・費用対効果	10点
評価委員一人あたりの評価点の合計		100点

(3) 最低基準点

評価委員の評価点の平均が、満点の50%を最低基準点とし、これを満たさない提案者は選外とする。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に対して、電子メールと文書で通知する。

10. 業務委託契約の締結

各務原市は、最高得点者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。

ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。

1 1. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令 167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については1の(4)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「10. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款 及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

1 2. 資格喪失

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「11. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

1 3. その他

(1) 費用負担

本件公募型プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とする。

(2) 提出資料の取扱い

- ① 提案に要する費用については、提案者の負担とする。
- ② 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- ③ 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製することができるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案者に断りなく使用しないものとする。
- ④ 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- ⑤ 仕様書は、プロポーザルにあたり本業務に対する市の考えをまとめたものであり、市と受託者が協議の上、企画提案時に示した見積金額を上限として、内容を確認、変更できるものとする。
- ⑥ 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。
- ⑦ 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

<照会先>

各務原市 健康福祉部 社会福祉課 障がい支援係

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

電話：058-383-1252（直通） FAX：058-389-3353

電子メール：sfukusi01@city.kakamigahara.gifu.jp

担当：中田・奥村